

市町村交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費

(歳入)

地方消費税交付金	136,660 千円
うち社会保障財源交付金	81,302 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費	1,645,039 千円
------------------------	--------------

【社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費】

単位：千円

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源 交付金)	その他	
社会福祉	児童福祉事業	721,389	529,687	14,100	11,400	35,653	130,549
	高齢者福祉事業	98,322	2,086	3,800	11,673	4,859	75,903
	社会福祉事業(障害者福祉、母子福祉)	386,478	226,814	11,800	134	19,101	128,629
	小計	1,206,188	758,587	29,700	23,207	59,613	335,081
社会保険	国民健康保険事業特別会計繰出金	109,539	58,856	0	0	5,414	45,269
	介護保険事業特別会計繰出金	142,049	17,191	0	0	7,020	117,838
	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	130,909	30,976	0	0	6,470	93,463
	小計	382,497	107,023	0	0	18,904	256,570
保健衛生	予防対策・健康増進事業	40,932	1,072	0	2,738	2,023	35,099
	母子衛生事業	15,421	537	0	39	762	14,083
	小計	56,353	1,609	0	2,777	2,785	49,182
合計	1,645,039	867,219	29,700	25,984	81,302	640,834	

引上げ分の地方消費税収入については、「社会保障4経費」(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)その他社会保障施策に要する経費に充てることとされました。

※【社会保障施策】

- (1) 「社会福祉」 生活保護、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉などです。
- (2) 「社会保険」 法令に基づき実施される保険を意味し、国民健康保険、介護保険、年金などです。
- (3) 「保健衛生」 国民の健康を保つための施策で、医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策などです。